

神戸市立体育施設条例施行規則の一部改正について（概要）

1. 改正の趣旨

神戸市立港島南球技場（以下「港島南球技場」という。）に新たにテニスコートを設置し、供用を開始することについて、神戸市立体育施設条例の改正を予定しています。（令和8年第1回定例市会（2月議会）提出予定）

神戸市立体育施設条例の改正が原案通り可決された場合、供用を開始するに当たり、神戸市立体育施設条例施行規則（平成31年3月規則第61号。以下「規則」という。）の一部を改正し、テニスコートの供用時間を定めます。

2. 改正案の概要

規則第3条（供用時間）において、以下のとおり港島南球技場のテニスコートの供用時間を定めます。

施設	供用時間
港島南球技場テニスコート	午前9時から午後5時まで

3. 施行予定日

令和8年春ごろ（予定）